

平成25年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書
(未諮問基幹統計確認関連分)

平成27年 3 月31日
内閣府統計委員会

はじめに

統計委員会では、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定により総務省が取りまとめた法の施行状況について報告を受け、同条第3項の規定に基づき関係大臣に意見を述べるかを含め、毎年度審議を実施している。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）では、統計委員会が、法第55条第3項の規定に基づき重点的に実施する事項が加えられた。その一つとして、統計委員会が平成19年10月に設置されて以降、これまで諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認すること（以下「未諮問基幹統計の確認」という。）が掲げられている。

本報告書は、第Ⅱ期基本計画に基づき、今年度の統計委員会において、法施行状況審議の一環として行った未諮問基幹統計の確認結果を取りまとめたものである。「本編」と「資料編」の2編構成となっており、「本編」では、検討の経緯や基本計画部会における審議結果等を概括している。また、「資料編」には、基本計画部会での審議において使用された資料を添付している。

なお、今年度における法施行状況審議では、上記の審議のほか、第Ⅰ期基本計画の最終年度である平成25年度における取組状況についても審議を行い、その結果は別途取りまとめ、平成26年10月に公表している。

2 人口動態統計

人口動態統計は、我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省大臣官房統計情報部（以下「厚生労働省」という。）が作成している基幹統計である。厚生労働省は、出生・死亡・婚姻・離婚については「戸籍法」（昭和22年法律第224号）による届書等から、死産については「死産の届出に関する規程」（昭和21年厚生省令第42号）による届書等から、市区町村長が作成する人口動態調査票を収集し、集計・公表している。

その利活用は、①人口推計（総務省）、生命表（厚生労働省・基幹統計）など他統計の作成基礎データ、②世界保健機関（WHO）や経済協力開発機構（OECD）等における国際比較用データ、③その他行政における各種施策や計画等基礎資料等として、幅広く活用されている。

なお、人口動態統計は、統計審議会及び統計委員会を通じて、調査計画の変更に係る諮問はされていない。

（1）確認事項

委員から提示された確認要望事項は、人口動態統計に係る提供情報の充実及び作成方法の効率化等が中心となっていたことから、基本計画部会では、以下のとおり類型化して確認事項を設定した。

ア 提供情報の充実について

（ア）集計内容の更なる充実を図る余地について—外国人に係る集計等—

社会経済情勢の変化に対応し、外国人に関する統計の地域別表章など、更なる集計の充実を図っていく必要があることから、集計内容の充実や集計結果の提供方法の在り方について確認する。

（イ）人口動態特殊報告を含めた調査票情報の更なる活用余地について

人口動態特殊報告^{（注7）}は、人口動態事象を様々な角度から多面的に分析するものであり、利用価値も高いことから、テーマ設定や結果の公表の在り方について確認する。また、人口動態統計の調査票情報を他の行政記録情報等と関連付けることで、より幅広い分析等に活用する余地について確認する。

イ 作成方法の効率化等について

人口動態統計は、「戸籍法」等による届書から作成するものであり、秘密の保護に十分配慮した上で、効率的かつ迅速な作成が求められることから、オンライン報告の現状と課題等について確認する。

（2）確認結果

（i）確認内容

^{（注7）} 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用により作成している。

基本計画部会においては、上記の確認事項に関し、厚生労働省からの説明を踏まえ、意見交換や質疑応答を行った。確認事項に対する厚生労働省の説明内容及び当該説明に対する委員の見解は以下のとおりである。

ア 提供情報の充実について

(ア) 集計内容の更なる充実を図る余地について—外国人に係る集計等—

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 人口動態統計の結果については、従来からWHOが定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」に基づき表章し、国際比較可能性の確保に努めており、今後も、分類見直しに対応した結果表章に努めたい。さらに、我が国特有の状況を踏まえた詳細な疾病分類の作成についても、医学的見地から検討をしていく予定である。
- ・ 外国人に係る集計の充実を含め、統計利用者の視点にも配慮した結果表章の充実を図ることを目的として、行政ニーズ・専門家等の意見を踏まえて検討する場を設け、検討を行っていく予定である。
- ・ 特に市区町村別の外国人統計に関しては、匿名性に留意しつつ公表することについて前向きに検討を進める予定である。
- ・ 死亡票に係る調査票情報の二次利用については、従前、厚生労働省及び保健所にて提供していた原死因を決定するに至った死亡の原因（傷病名）、手術・解剖の状況などの調査票に記述されている文字情報について、新たに電子情報として、厚生労働省による提供を可能とすることを予定している。

(委員の見解)

- ・ 市区町村別外国人データの公表について、外国人人口の偏りもあり全国一律に実施することは困難であることは理解できるが、地域によっては非常に重要なデータであることから、一定規模以上の市区町村に関する集計を、前向きに検討すべきである。
- ・ 外国人に係る統計の充実については、将来的に政策上重要な課題ともなり得ることに留意して検討すべきである。
- ・ 人口動態統計の結果集計については、第一の任務として、基本的な統計表を確実に集計・提供した上で、第二の任務として、更に特定の地域や地区の要望を踏まえて集計する必要性等について、慎重に検討すべきである。
- ・ 集計に係る全ての要望を事前に把握し、対応することは困難であるため、対応の必要性を見極めるべきである。
- ・ 原死因以外の死因情報等を電子化し、提供可能とすることについては、公衆衛生・疫学関係の利用者の利便向上を図るものであり、高く評価したい。

(イ) 人口動態特殊報告を含めた調査票情報の更なる活用余地について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 人口動態特殊報告では、人口動態5事象（出生、死亡、死産、婚姻、離婚）

ごとに基本的なテーマを定め、周期的に報告書を作成しているほか、高齢化や疾病構造の変化、出生率の低下といった保健、医療、福祉の動向や、それらを取り巻く環境の変化も考慮したテーマも設定している。

- ・ 人口動態統計は、死亡届等の各届書の情報を基に作成されるため、まず死亡届等の届書に個人IDが付与されることが前提となる。現在、法務省では、個人IDとして代表的な「社会保障と税の共通番号」（以下「マイナンバー」という。）を戸籍事務に活用することが検討されており、その動向も注視しながら、人口動態調査におけるより幅広い分析等への活用を検討することとなる。

（委員の見解）

- ・ 人口動態特殊報告は、利用価値が高いものの、現在のところ、今後の採用テーマや公表予定が予告されていないことから、これらの周知を図る等により、利用者への利便性の向上も考慮すべきである。

イ 作成方法の効率化等について

（調査実施部局の説明内容）

- ・ 全体の報告に占めるオンライン報告の割合は、平成25年度末現在で95%となっている。
- ・ オンライン報告を行っていない市区町村は、人口規模が小さく届出件数自体が少ないことから、オンライン報告の前提条件である戸籍事務システムが未導入であることや、自治体で定めるセキュリティポリシーにより外部ネットワークへの接続が認められていない自治体等である。このように市区町村独自の事情はあるものの、可能な限りオンライン報告に切り替えていただけるよう働きかけている。
- ・ 現在は、オンライン報告をしている自治体であっても、解剖所見の補足資料などの調査票以外の添付資料、追加報告、訂正報告及び除外報告は郵送で提出しなければならない。今後、このような資料についてもオンラインで報告できるよう機能の追加・改修を検討している。

（委員の見解）

- ・ 調査方法については、オンライン化率も全国で95%と高く、相当程度の仕組みが整えられている現状が確認できた。

（ii）確認内容に対する評価と今後の取組の方向性

人口動態統計の確認結果に基づく評価及び厚生労働省における今後の取組の方向性は、以下のとおりである。

ア 提供情報の充実について

- ・ 社会・経済状況の変化等に対応し、集計の充実を図ってきたことについては高く評価できる。
- ・ 今後の集計の充実に向けては、政策部局や専門家の意見を聴取することも検

討していることは評価できるが、その際、可能な限り様々な方面から幅広い意見を聴取することに留意が必要である。特に、市区町村別の外国人統計の充実については、例えば外国人が一定規模以上の市区町村において匿名性にも配慮しながら集計・公表する等、前向きに検討を進めていく必要がある。

- ・ また、調査票情報の二次利用についても、提供内容の充実や提供方法の利便性を向上する方向で検討が進められていることは評価できるものの、この点においても広く意見を聴取することに留意が必要である。
- ・ さらに、人口動態特殊報告については、これまでの作成・公表実績を基に、周期を定めるとともに、次回の予定テーマを公表することなどにより、統計利用者の利便性の向上に努めることが必要である。
- ・ なお、より幅広い分析等の活用の観点から調査票へ個人IDを導入することについては、調査票作成の基となる戸籍事務へのマイナンバーの導入の検討状況を注視しつつ、今後の取扱いを検討することが必要である。

イ 作成方法の効率化等について

- ・ 調査方法については、オンライン報告システムを整備し、そのオンライン報告率が95%となっている現状は評価できる。
- ・ 引き続き、更なる作成事務の効率化に向けたシステムの機能追加・改修に取り組むことが期待される。